

株式会社 鵜商

代表取締役 鵜崎 勝一 様

坂東市長 木村 敏文



一般廃棄物処理業許可証

令和4年1月28日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 可燃物、資源物
業 務 の 種 類	収集・運搬
中間処分の場所	さしまクリーンセンター寺久 坂東市寺久1353番地1
営 業 区 域	坂東市猿島地域
許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令等を遵守すること。 2 使用する許可車両については、車両に坂東市許可である表示を行うこと。 3 運搬にあたっては、廃棄物の飛散落下及び流出を防止し、地域住民に不快感を与えないよう注意すること。 4 当該業に係る他市町村の許可を有している場合、他市町村の廃棄物と混載してはならない。 5 許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 6 許可期間が満了したとき又は不用になったときは、直ちに許可証を返還すること。 7 法令、条例、規則、上記事項その他市長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがある。
許可車両	とちぎ800あ486 とちぎ800か998 とちぎ800あ1952

様式第21号(第26条関係)

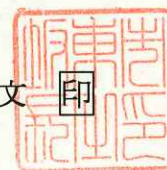
坂市生発第83号

令和4年7月21日

株式会社 鵜商

代表取締役 鵜崎 勝一 様

坂東市長 木村 敏文



受 理 書

坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第26条の規定により次のとおり受理します。

届 出 の 根 拠	坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 2 0 条の規定による	
届 出 の 内 容	坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 5 条第 2 項第 5 号に掲げる事項の変更	
	1 変更事項 営業区域	
	2 変更の概要	
	変 更 前	坂東市 猿島地域
変 更 後	坂東市 全域	